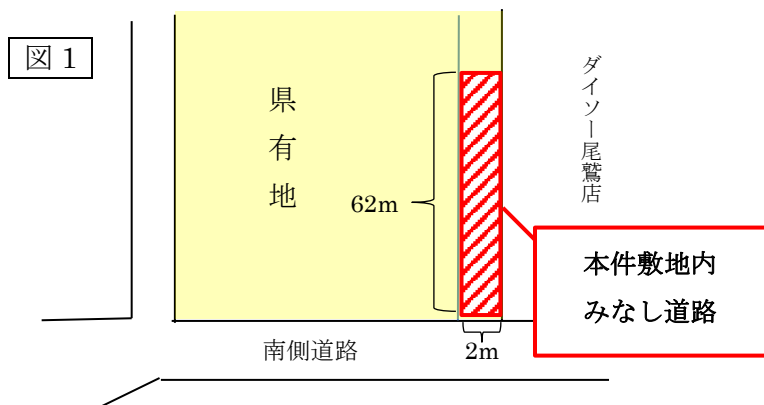


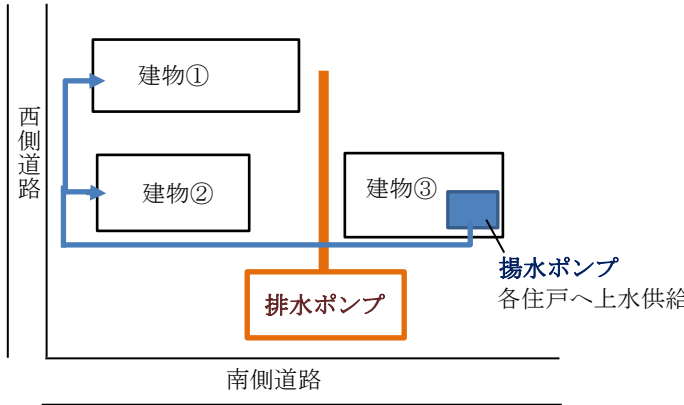
物件調書

数字は登記簿面積による

土地	所在地	尾鷲市倉ノ谷町 1051 番 2		
	地目 (公簿/現況)	地積 (公簿/実測)		
	宅地/宅地	3180.38 m ² /3180.38 m ²		
建物①	所在地	尾鷲市倉ノ谷町 1051 番地 2		
	家屋番号	種類/構造		
	1051 番地 2 の 1	共同住宅/鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建		
	建築年月日	建築面積	床面積	
	昭和 40 年 11 月 16 日	469.26 m ²	1 階 156.42 m ² 3 階 156.42 m ²	2 階 156.42 m ²
附属建物①	家屋番号	種類/構造/用途		
	符号 1	物置/木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		
	建築年月日	床面積		
		29.16 m ²		
附属建物②	家屋番号	種類/構造		
	符号 2	物置/コンクリートブロック造スレート葺平家建		
	建築年月日	床面積		
		4.86 m ²		
建物②	所在地	尾鷲市倉ノ谷町 1051 番地 2		
	家屋番号	種類/構造		
	1051 番 2 の 2	共同住宅/鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建		
	建築年月日	建築面積	床面積	
	昭和 48 年 6 月 20 日	280.59 m ²	1 階 93.53 m ² 3 階 93.53 m ²	2 階 93.53 m ²
附属建物①	家屋番号	種類/構造		
	符号 1	物置/木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		
	建築年月日	床面積		
		14.58 m ²		
附属建物②	家屋番号	種類/構造		
	符号 2	軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平屋建		
	建築年月日	床面積		
		2.00 m ²		
建物③	所在地	尾鷲市倉ノ谷町 1051 番地 2		
	家屋番号	種類/構造		
	1051 番 2 の 3	共同住宅/鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建		
	建築年月日	建築面積	床面積	
	昭和 58 年 3 月 19 日	346.98 m ²	1 階 121.66 m ² 3 階 112.66 m ²	2 階 112.66 m ²

法令に基づく制限	建築基準法 都市計画法	地域区分	都市計画区域内（非線引）
		用途地域	用途指定なし
		基準建ぺい率	70%
		基準容積率	200%
		高度制限	指定なし
		防火制限	指定なし
	その他	<p>本件敷地の一部（図1参照）は、建設基準法第42条2項により指定された道路（みなし道路）となっています。</p>  <p>このため、区画形質の変更・建築物新築・既存建物の改築を計画される際には、三重県尾鷲建設事務所建設開発課 0597-23-3546 にお問い合わせください。</p>	
土砂災害警戒区域	区域外		
津波浸水想定	三重県が平成27年3月31日に公表している「三重県津波浸水想定」によると、浸水深は0.01～0.3mの区域となっています。尾鷲市においても別途「津波浸水予想図」を公表しています。		
接面道路の状況	南側・4.5m～6m 西側・3.5m～4.5m（一部4m幅員が確保されていません） 道路法42条2項が適用されます。		
供給処理 施設の状況	電気	中部電力 引込配線 有	
	公営水道飲用水	接面道路配管 有（南側40mm口径）2基 （南側25mm口径）1基 引込（給水）管 有	
	公共下水道	未整備	
	都市ガス	未整備	
敷地の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・間口約42m、奥行き約75mの長方形やや不整形地 ・西側市道との高低差があります。（高低差測量未実施） ・南側市道との高低差があります。（高低差測量未実施） 形状は現地にて確認ください。		

<p>交通接近 公共施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 紀勢本線「尾鷲」駅まで約 290m ・バス：イオン前（尾鷲店）停まで約 200m ・尾鷲市役所まで約 800m ・尾鷲警察署まで約 500m
<p>土地・建物・施設に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本地は境界確定済です。 ・本地内には建物 3 棟、物置 2 棟、LP 庫 1 棟、自転車置場 1 棟、個別浄化槽（40 人槽規模）1 箇所、電柱が残存しています。 ・現存する建物 3 棟とは別に、過去には敷地内に 3 棟の建物がありました。そのうち 1 棟は、北側空地にあった旧公共職業安定所（木造瓦葺平屋建）で、平成 5 年に解体しました。もう 1 棟は、北側空地にあった旧警察管職員寮（鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建）で、平成 10 年に解体しました。もう 1 棟は、家屋番号 1051 番 2 の 1 の建物の東側敷地にあった旧公舎・家畜保健所（木造瓦葺平屋建）で、昭和 58 年解体しました。いずれも、各建物の解体図面は存在しておらず、解体時の基礎部分処理手法詳細は不明です。 ・建物内各住戸に残存物があった場合は、購入者の責任と費用負担で関係法令を遵守のうえ適切に処理してください。建物内部には浴槽、ガスコンロ、照明装置等の老朽化した動産があります。現状有姿による売却ですので、動産についても、あるがままでの引渡しとなります。 ・敷地内には雨水排水管、汚水排水管などの工作物が残置されています。経年劣化による影響等については確認しておらず、これらの設備の品質は保証できません。設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。 ・敷地の地盤強度、地中埋設物及び土壌汚染等の有無については、調査を行っていないため不明です。地盤強度、地中埋設物及び土壌汚染等について、調査及び改良等が必要となる場合の費用は購入者の負担となります。 ・本地内には中部電力所有の本柱 6 本、支線 4 条と NTT 所有の支線 1 条が残存しています。移設が必要な場合は関係者と購入者で協議を行ってください。 協議先【中部電力パワーグリッド尾鷲営業所：0597-23-3661】 【NTT フィールドテクノサービスエンジニアリング部：059-223-6262】 ・東側隣接境界標に関しては、隣接所有者施工ブロックに金属プレートが貼付されており、強固なもの（コンクリート杭）への変更を予定される場合には、購入者と隣接所有者とで協議を行ってください。県は対応しません。 ・本地内西側隣接者（倉ノ谷町 1055-1）所有樹木枝の一部が県有地に越境しています。樹木枝の伐採・除去及び費用負担については隣接者と購入者で協議を行ってください。県は対応しません。 ・現状有姿での引き渡しとなります。 ・アスベスト使用の調査を実施しており、含有が認められます。調査結果は県庁 1 階管財課にて閲覧、写真撮影できます。建物の解体撤去もしくは再利用される場合には、購入者の責任と費用負担で関係法令を遵守して作業を実施してください。作業に伴い追加費用が生じたとしても、県は責任を負いません。 ・各建物についての建物図面等は、保管期間が過ぎているため、存在しません。 ・飲用水については、敷地内建物③（家屋番号 1052 番 2 の 3）建物内に「揚水ポンプ」が設置されて、各住戸に供給していました。

	<p>職員公舎としての用途廃止後に水道水は使用しておらず、既設受水槽の継続使用の可否について確認が必要です。また、継続使用する場合においても点検・修繕が必要となります。これらの費用負担等について、県は対応しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水及び汚水については、敷地内で排水放流し浄化槽集水後、南側道路沿いの排水ポンプにて道路側溝に排水しています。継続使用の可否について確認が必要です。また、継続使用する場合においても点検・修繕が必要となります。これらの費用負担等について、県は対応しません。 <p>※飲用水・下水道施設については図2参照</p> <p>図2</p> 
<p>財産の経緯</p>	<p>【土地】 (1051 番 2) <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 41 年 4 月 15 日 寄付 ・平成 26 年 11 月 17 日に 1051 番 10 を合筆 ・令和 3 年 8 月 4 日に 1051 番 36、1055 番、1055 番 2、1055 番 3、1056 番、1647 番 1、1648 番 1 を合筆 ・令和 3 年 8 月 4 日 錯誤による地積更生 <p>【建物】 (1051 番 2 の 1) <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 40 年 11 月 16 日 新築 ・平成 3 年 1 月 20 日 譲与 【職員公舎として使用】 ・平成 25 年 3 月 31 日 用途廃止 <p>(1051 番 2 の 2) <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 48 年 6 月 20 日 新築 ・平成 11 年 1 月 21 日 譲与 【職員公舎として使用】 ・平成 25 年 3 月 31 日 用途廃止 <p>(1051 番 2 の 3) <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 58 年 3 月 19 日 新築 ・平成 10 年 7 月 22 日 譲与 【職員公舎として使用】 ・平成 25 年 3 月 31 日 用途廃止 </p> </p></p></p>
<p>閲覧資料</p>	<p>土地に関する資料 境界確認関係資料 建物のに関する資料 建築確認申請書 (一部昭和 57 年 9 月 確認書類 1052 番 2-2) アスベスト調査報告書 現存する建物図面 (配管回収図) 各資料は 県庁 1 階管財課にて閲覧、写真撮影できます。</p>

- ・本件入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」という。）を利用して行いますが、書面により参加することもできます。
- ・本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書を提出するまでに三重県出納局会計支援課企画支援班に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」という。）を行い、登録確認を受けてください。
（電話 059-224-2785・2787 F A X 059-224-2784）
 なお、本件入札を書面により参加する場合は利用登録申請に使用電子証明届（ICカード使用届）は不要とします。
- ・調達システム利用登録者が調達システムにより本件入札の三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。
- ・調達システムに係る運用については「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- ・落札決定通知後、30日以内に契約を締結していただきます。
- ・契約締結に際し、契約保証金（売買代金の100分の10以上）が必要です。（契約保証金は売買代金に充当します。）
- ・売買代金のうち、契約保証金を差し引いた代金については、県が発行する納入通知書により契約締結日から25日以内にお支払いいただきます。
- ・売買代金全額納付が行われた時に所有権の移転があったものとし物件を引き渡したものとします。（建物鍵の引渡は三重県庁内で行い現地での引渡は致しません。）
- ・水道施設・電柱占有使用者名義人変更書類は引渡し時にお渡しします。届け出は落札者ご自身で各関係先へ提出ください。
- ・所有権移転登記申請に関しては囑託登記にて三重県が行い、完了時に登記識別情報をお渡しします。
 なお、落札者が資格を持った代理人に所有権移転登記を依頼される場合には、申し出ください。
- ・所有権移転登記と同時に抵当権設定登記を行う必要がある場合には事前に県担当者に申し出・相談してください。
- ・所有権移転登記には登録免許税が必要です。
 土地：土地固定資産評価額×税率15/1000（1筆に対し）
 建物：建物固定資産評価額×税率20/1000（1戸建物に対し）
 ※評価額については、別添「倉ノ谷1051番地2の土地・建物にかかる令和4年度固定資産税仮評価設定価格について」（令和5年3月31日まで）を参照ください。
 登録免許税の納付書は売買代金支払い時までに三重県より通知しますので土地所在の所管税務署へ振込通知書にて金融機関へお支払い手続きをしていただき、その領収書を売買代金支払い時に原本をご持参ください。
- ・売買代金の他に契約に係る経費（印紙代）、不動産取引後に係る各種租税（不動産取得税等）は後日必要になります。
- ・契約後に上記に記載されていない種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見された場合であっても、三重県はその責任を負いません。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。